

日弁連総第82号
2024年（令和6年）1月29日

出入国在留管理庁長官 菊池 浩 殿

日本弁護士連合会
会長 小林 元 治
(公印省略)

勸告書

当連合会は、申立人A申立てに係る人権救済申立事件（2020年度第26号人権救済申立事件）、申立人B外3名申立てに係る人権救済申立事件（2020年度第27号人権救済申立事件）及び申立人C外34名申立てに係る人権救済申立事件（2020年度第28号人権救済申立事件）につき、貴殿に対し、以下のとおり勧告する。

第1 勸告の趣旨

申立人らは、退去強制令書に基づき、東日本入国管理センターに收容されていた者で、その後、本国に送還され、あるいは、仮放免の許可を受けた者であるところ、收容期限を示されないまま漫然と6か月を超える長期間にわたり、本国に送還されることもなく、また、仮放免許可を得て解放されることもなく、長期收容を余儀なくされた。

このような申立人らに対する長期收容は、送還のための身体拘束であるという收容目的に違反しているばかりでなく、身体拘束は必要最小限の範囲に留めるべきであるという比例原則にも反しており、長期收容に関する司法審査も経ていないことを踏まえると、憲法13条、31条、34条及び自由権規約9条等で保障された申立人らの身体的自由を不当に侵害するものである。

当連合会は、2019年11月25日にも大村入国管理センターに長期收容されていた被收容者による人権救済申立てに対し、收容期間を原則6か月を限度とするよう勧告をしたにもかかわらず、長期收容の解消に向けられた改善は行われていない。

もっとも、新型コロナウイルス感染症対策として、積極的な仮放免許可運用に

より被収容者数自体は大きく減少した事実は確認できたが、あくまでも新型コロナウイルス感染症対策のための一時的な運用に過ぎず、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除等を踏まえた仮放免の運用等について（指示）（2021年11月12日付け入管庁警第204号）」により、仮放免許可の積極的運用が回避されることが改めて指示されており、被収容者に対する長期収容による人権侵害が改善されたものとは到底言い難い。

また、2023年6月に改正された出入国管理及び難民認定法にも、退去強制令書による収容については収容期間の定めはない。

よって、貴殿に対し、退去強制令書に基づく被収容者に対する上記人権侵害行為が繰り返されないよう改めて、下記のとおり勧告する。

記

- 1 送還目的の収容は、必要性・相当性を十分に考慮して極力回避し、収容する場合にも、収容する期間は最長通算6か月を限度とすること。
- 2 2023年6月に改正された出入国管理及び難民認定法が施行されるまで適用される仮放免運用方針（2018年2月28日付け法務省管警第43号）について、「仮放免を許可することが適当とは認められない者は、送還の見込みが立たない者であっても収容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努める。」との方針を直ちに撤回すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除等を踏まえた仮放免の運用等について（指示）（2021年11月12日付け入管庁警第204号）における「既に仮放免の許可を受けている者のうち、逃亡のおそれなどを勘案し、」 「収容が相当と判断される者については再収容すること。」との指示に基づいて再収容の是非を判断する場合には、安易に仮放免許可を取り消して再収容しないこと。仮に、再収容する場合にも、収容期間は最長通算6か月を限度とすること。
- 4 収容又は解放に関する各手続を運用するための基準及び方針を全て公開すること。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

日弁連総第82号
2024年（令和6年）1月29日

入国者収容所東日本入国管理センター所長 有馬 義信 殿

日本弁護士連合会
会長 小林 元 治
(公印省略)

勸告書

当連合会は、申立人A申立てに係る人権救済申立事件（2020年度第26号人権救済申立事件）、申立人B外3名申立てに係る人権救済申立事件（2020年度第27号人権救済申立事件）及び申立人C外34名申立てに係る人権救済申立事件（2020年度第28号人権救済申立事件）につき、貴殿に対し、以下のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

申立人らは、退去強制令書に基づき、貴センターに収容されていた者で、その後、本国に送還され、あるいは、仮放免の許可を受けた者であるところ、収容期限を示されないまま漫然と6か月を超える長期間にわたり、本国に送還されることもなく、また、仮放免許可を得て解放されることもなく、長期収容を余儀なくされた。

このような申立人らに対する長期収容は、送還のための身体拘束であるという収容目的に違反しているばかりでなく、身体拘束は必要最小限の範囲に留めるべきであるという比例原則にも反しており、長期収容に関する司法審査も経ていないことを踏まえると、憲法13条、31条、34条及び自由権規約9条等で保障された申立人らの身体の自由を不当に侵害するものである。

当連合会は、2019年11月25日に出入国在留管理庁及び大村入国管理センター宛てに、長期収容されていた被収容者による人権救済申立てに対し、収容期間を原則6か月を限度とするよう勧告をしているが、貴センター含め、長期収容の解消に向けられた改善は行われていない。

もっとも、新型コロナウイルス感染症対策として、積極的な仮放免許可運用に

より被収容者数自体は大きく減少した事実は確認できたが、あくまでも新型コロナウイルス感染症対策のための一時的な運用にすぎず、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除等を踏まえた仮放免の運用等について（指示）（2021年11月12日付け入管庁警第204号）」により、仮放免許可の積極的運用が回避されることが改めて指示されており、被収容者に対する長期収容による人権侵害が改善されたものとは到底言い難い。

また、2023年6月に改正された出入国管理及び難民認定法にも、退去強制令書による収容については収容期間の定めはない。

よって、貴殿に対し、退去強制令書に基づく被収容者に対する人権侵害行為が繰り返されないよう、下記のとおり勧告する。

記

- 1 送還目的の収容は、必要性・相当性を十分に考慮して極力回避し、収容する場合にも、収容する期間は最長通算6か月を限度とすること。
- 2 申立人らのうち仮放免の許可を受けた者は、既に収容期間が6か月を超えているので再収容しないこと。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

東日本入国管理センターにおける
長期収容に関する人権救済申立事件

調査報告書

2024年（令和6年）1月18日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 東日本入国管理センターにおける長期収容に関する人権救済申立事件（2020年度第26号、27号、28号）

受付日 2020年（令和2年）7月15日、8月3日、8月21日

申立人 別紙「申立人一覧」のとおり

相手方 出入国在留管理庁、入国者収容所東日本入国管理センター

第1 結論

出入国在留管理庁長官及び入国者収容所東日本入国管理センター所長に対して、別紙勧告書のとおり勧告を行うのが相当である。

第2 申立ての概要

1 2020年度第26号事件（①事件）

入国者収容所東日本入国管理センター（以下「東日本センター」という。）所長の恣意的な判断により、申立人らの収容を長期的に続けることは明らかに非人道的な行為であり、その裁量権を逸脱ないし濫用し続けるのは、不当な行為である。

2 2020年度第27号事件（②事件）

東日本センター所長の恣意的な判断により、申立人らに対し非人道的な行為が繰り返されること、また、申立人らの基本的人権を軽視し、品位を傷つけ続けることは不当である。

3 2020年第28号事件（③事件）

申立人らは、退去強制令書に基づき、東日本センターに収容されている者であるところ、放免あるいは仮放免されることなく、本国に送還されることもなく、収容期限を示されないまま漫然と6か月を超え、多くは数年間にも及ぶほど長期間にわたり収容されており、このような長期収容は人権侵害行為である。

第3 調査の経過

2020年 7月15日 申立て受付（①事件）

8月 3日 申立て受付（②事件）

8月21日 茨城県弁護士会からの移送受付（③事件）

2021年 2月 4日 申立人らに対する照会

2月15日～4月19日 申立人らから回答受領

4月20日 東日本センターにて申立人らから事情聴取

5月19日 東日本センターに対する照会

- 6月23日 東日本センターにて申立人らから事情聴取
- 7月 5日 東日本センターにて申立人らから事情聴取
- 8月 6日 東日本センターから回答受領
- 9月 3日 東日本センターにて申立人らから事情聴取
- 11月19日 東日本センターに対する再照会、出入国在留管理
庁へ照会
- 2022年 1月 5日 出入国在留管理庁から回答受領
- 1月21日 東日本センターから回答受領
- 12月 9日 東日本センターに対する3回目照会、出入国在留
管理庁へ再照会
- 2023年 1月16日 東日本センター及び出入国在留管理庁からそれぞ
れ回答受領

第4 申立人ら及び相手方らの各主張

1 申立人ら

(1) 申立人らは、別紙申立人一覧記載のとおり、アフガニスタン、インド等の各国籍を有する35名の被收容者であり、いずれも退去強制令書に基づき、当初から東日本センターに收容されたか、あるいは、他の收容施設から東日本センターに移送されてきた者である。

申立人らの收容期間は、別紙申立人一覧記載のとおり、6か月をはるかに超過している。

(2) 申立人らからの聴取内容

2021年4月20日に事件委員が東日本センターに赴いたところ、本件人権救済申立後も帰国せず継続して東日本センターに收容されていた申立人らの多くが新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う仮放免許可の緩やかな運用により同センターから解放されていた。

このような状況において、仮放免されずに收容されていた申立人らのうちの9名と直接面談して聴取したり、あるいは、本件人権救済申立て直後に申立人らに書面照会を行ったところ、「ここ（東日本センター）と刑務所は、何も変わらない」「刑務所は出る時期がある」「ここはいつ出られるか分からない」（申立人14番）、「入管施設の中にいるのが、（ストレスの）原因と言われた。ストレスには、薬はないと言われた」（申立人13番）など、申立人らは、收容の長期化に対する不安、苦しみ、收容による精神的ストレスを抱えていることが確認された。

2 相手方ら

(1) 相手方は、出入国在留管理庁及び東日本センターである。

出入国在留管理庁は、2019年4月1日、法務省入国管理局の廃止に伴い、法務省の外局として設置された機関であり、出入国管理、中長期在留者及び特別永住者の在留管理、外国人材の受入れ、難民認定などの外国人関連の行政事務を併せて管轄する。

入国者収容所である東日本センターは、「本邦からの退去を強制される者を収容し、及び送還する事務をつかさどる」機関であり（法務省設置法30条2項）、退去強制を受ける者を直ちに送還することができない場合に送還可能などときまでその者を入国者収容所等に収容することができる（出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）52条5項）。

(2) 相手方らからの回答

① 申立人らの収容期間について

2021年8月6日、東日本センターは、当委員会による申立人らの収容年月日や出所日に関する照会に対して、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（当時。以下「旧行政機関個人情報保護法」という。）8条1項（現在、個人情報保護法69条1項）により情報提供できないと回答した。

これに対し、当委員会は、本件調査に関して、申立人らから旧行政機関個人情報保護法8条2項1号（現在、個人情報保護法69条2項1号）の同意を得ていることから、申立人らの収容日等に関する情報は開示事項に当たる旨を示して改めて照会を行ったが、東日本センターの回答は変わることはなかった。

そのため、相手方らから得られた回答は、以下の一般的情報のみである。

② 収容期間について

ア 出入国在留管理庁

2022年6月末時点での収容期間別の被収容者数は以下のとおりである。

被収容者数	6月未満	6月以上1年未満	1年以上1年半未満	1年半以上2年未満	2年以上2年半未満	2年半以上3年未満	3年以上	最長収容期間

東日本	23	5	3	5	0	2	5	3	7年
大村	7	3	0	0	0	0	0	4	9年9月
東京	58	49	8	0	1	0	0	0	1年7月
横浜	6	6	0	0	0	0	0	0	6月未満
名古屋	37	36	1	0	0	0	0	0	0年9月
大阪	32	31	1	0	0	0	0	0	0年7月

イ 東日本センター

退去強制令書に基づく被収容者のうち、2021年6月1日現在の被収容者の総数は54人、同年11月30日現在は19人、2022年6月30日現在は23人であり、被収容者の収容期間（他局で収容されていた場合は合算した期間）は以下のとおりである（いずれも速報値）。

集計年月日 収容期間	2021年 6月1日	同年 11月30日	2022年 6月30日
6か月未満	5人	3人	5人
6か月以上1年未満	2人	3人	3人
1年以上1年6か月未満	12人	0人	5人
1年6か月以上2年未満	9人	5人	0人
2年以上2年6か月未満	6人	3人	2人
2年6か月以上3年未満	4人	2人	5人
3年以上3年6か月未満	9人	0人	0人
3年6か月以上4年未満		0人	0人
4年以上4年6か月未満	5人	1人	0人
4年6か月以上5年未満		1人	
5年以上5年6か月未満		0人	

未満	2人		2人
5年6か月以上6年未満		0人	
6年以上		1人 (6年5か月)	1人 (7年)

③ 仮放免の許可・不許可件数

ア 出入国在留管理庁

6官署における2017年から2021年までの仮放免許可申請に係る許可件数は以下のとおりである。

	東日本	大村	東京	横浜	名古屋	大阪
2017年	224	19	1,082	113	148	83
2018年	77	9	945	84	51	98
2019年	157	47	1,140	89	174	108
2020年	267	59	4,358	367	758	286
2021年	87	28	5,891	327	726	328

イ 東日本センター

2017年度から2021年度までの仮放免許可申請に係る申請件数、許可件数及び不許可件数は以下のとおりである。

	申請件数	許可件数	不許可件数
2017.4-2017.9	509	97	372
2017.10-2018.3	541	82	460
2018.4-2018.9	512	29	473
2018.10-2019.3	451	30	434
2019.4-2019.9	382	69	290
2019.10-2020.3	263	110	248
2020.4-2020.9	261	205	92
2020.10-2021.3	120	37	106
2021.4-2021.9	49	67	12
2021.10-2022.3	12	3	9
2022.4-2022.9	18	5	13
2022.10-2022.11	7	2	3

※許可件数及び不許可件数は、左の期間において処分を行った件数であり、同期間の申請件数とは一致しない。

④ 仮放免に関する指針、仮放免の目途になる期間について

仮放免制度については、要領・通達等を踏まえ、事案に応じて運用している（出入国在留管理庁、東日本センター）。

⑤ 本庁（出入国在留管理庁）への報告について

2015年9月18日付け法務省管警第263号通達に基づき、収容期間1年を経過した時点で本庁へ報告し、本庁からは、必要に応じて、収容継続の妥当性や仮放免許可申請がなされた場合に考慮すべき事情等について、適宜指示を受けている。また、その後においても、本庁に対し、必要に応じて、被収容者の状況等を適宜報告している（東日本センター）。

本庁は、収容期間1年を経過した時点で各官署から報告を受け、本庁からは必要に応じて、収容継続の妥当性や仮放免許可申請がなされた場合に考慮すべき事情等について、適宜指示を行っている（出入国在留管理庁）。

⑥ 長期収容の回避措置について

退去強制令書に基づいて外国人が収容される施設は、被収容者が退去強制令書に従い出国することで、すぐさま収容状態が解かれるという性質の施設であるが、被収容者の中には様々な理由により送還を忌避する者も存在し、収容の長期化の要因となっている。

長期収容を解消するためには、送還を積極的に進めていく必要があることから、被収容者本人に対して鋭意帰国の説得を行うとともに、被収容者の本国政府に対して理解と協力を得ながら、速やかな送還を行うことにより、収容が長期化しないよう努めている。その上で、被収容者の健康状態、退去強制手続に至った理由その他必要な情状を総合的に考慮し、仮放免することが相当と認められる場合には仮放免することとしており、これによりできるだけ収容が長期化しないよう最大限配慮している（東日本センター）。

⑦ 本件申立てに対する意見

仮放免は、被収容者の健康状態、退去強制手続に至った経緯その他必要な情状を総合的に考慮し、相当と認められる場合に、一時的に収容を停止し、一定の条件を付して、例外的に身体の拘束を解くものである。今後も、関係通達を踏まえ、事案に応じた適切な運用に努めて参りたい。

さらに、現在、長期収容の問題に対応するためいわゆる全件収容主義の見直しを含む法改正について検討を行っているところである（東日本センター）。

第5 認定した事実

申立人らへの照会に対する回答、申立人らからの聴取、相手方らへの照会に対する回答、相手方らが公表している資料等によれば、以下の事実を認めることができる。

1 申立人らの収容状況

(1) 申立人らの収容期間の算定方法

東日本センターは、申立人らの収容日や出所日を一切回答せず、申立人らの収容状況を明らかにしようとしなない。

しかしながら、申立人らは自身の収容日を申立書に記載しており、出所日を通知してきた2名については収容期間を算定することができる。また、仮放免日を通知してきた1名についても、おおむねの収容期間が算定可能である。

その他の申立人らについては出所日が不明であるが、事件委員が東日本センターで申立人らの数人から聴取を行い、あるいは申立人らから調査に関する同意書や照会回答書を受領することにより、申立人らが収容されていた事実は確認できる。そこで、申立人らの収容の事実を確認した最終日を基準に収容期間を算定した。

以上の方法による申立人らの収容期間は、別紙申立人一覧表のとおりである。全ての申立人が6か月以上収容されており、収容期間が最も長い者は2,576日間（7年19日間）である。

(2) 東日本センターの回答拒否

東日本センターは、上記のとおり、当委員会からの二度の照会に対し、旧行政機関個人情報保護法8条1項（現在、個人情報保護法69条1項）を根拠に申立人らの収容日や出所日の回答を拒否し、申立人らの収容状況を明らかにしなかった。

しかしながら、申立人らは、個人情報の提供及び取得に関する同意書を当委員会に提出しているから、「本人の同意があるとき」（旧行政機関個人情報保護法8条2項1号。現在、個人情報保護法69条2項1号。）に該当し、また、情報の開示により「第三者の権利利益を不当に侵害されるおそれ」（旧行政機関個人情報保護法8条1項ただし書。現在、個人情報保護法69条1項ただし書。）がないことは明らかであるから、東日本センターが回答を拒否する理由は何ら存在しない。

むしろ、東日本センターは、同所での長期収容が人権侵害であるとの申立てについて、相手方として、申立人らの収容日、出所日等客観的な事情を積

極的に開示し、人権侵害の有無に関する調査に協力すべき立場にある。

この点、2019年11月に大村入国管理センター及び出入国在留管理庁に対して勧告を行った人権救済申立事件の調査において、大村入国管理センターは申立人の収容日や出所日等の収容状況を全て回答し、調査に協力的であった。

したがって、東日本センターが殊更に申立人らの収容状況を回答できない理由はなく、回答拒否が不当な対応であったと言わざるを得ない。

2 東日本センターにおける被収容者数と収容期間

東日本センターにおける2021年6月1日現在の被収容者数は、54名、2021年11月30日現在の被収容者数は、19名であり、退去強制令書発付後の収容期間（他局等合算）として、それぞれの時点において、6か月未満5名と3名、6か月以上1年未満2名と3名、1年以上1年6か月未満12名と0名、1年6か月以上2年未満9名と5名、2年以上2年6か月未満6名と3名、2年6か月以上3年未満4名と2名、3年以上16名と3名（最長6年5か月）となっており、6か月以上収容されている者は、2021年6月1日現在の被収容者54名中49名（90.7%）、同年11月30日現在の被収容者19名中16名（84.2%）であった。

3 相手方らの仮放免に関する運用

相手方らは、仮放免制度を、要領・通達等を踏まえ、事案に応じて運用していると説明しているが、仮放免許否の審査にかかる期間について統計をとっておらず、仮放免申請の結果が不許可となってもその具体的な理由を明らかにしようとしなない。

第6 当事件委員会の判断

1 はじめに

本件申立ては、東日本センターに身体拘束されていた被収容者らによる人権救済申立てであるが、当連合会は、大村入国管理センターに長期収容されていた被収容者からの同様の人権救済申立てに関して、2019年11月22日付けで大村入国管理センター、同月25日付けで出入国在留管理庁に対し、収容の期間を原則として6か月を限度とするなどの措置を講じるよう勧告を行っている。

その後、大村入国管理センターに対して、勧告措置後の対処等について照会したところ、2020年6月25日付け回答は、いずれも「個別の事案毎に、被収容者を巡る諸般の事情を総合的に考慮して適切に判断している」などと述

べるのみで、被収容者に対する人権侵害である長期収容状態が適切に解消されているとは到底思われぬ。

もっとも、新型コロナウイルスの蔓延防止の見地から、仮放免による解放は進められているようであるが、それは、被収容者の人権侵害防止の趣旨からではなく、あくまでも新型コロナウイルス蔓延防止対策として行われたものにはすぎない。

そこで、当事件委員会としては、出入国在留管理庁及び大村入国管理センターが前記勧告に適切に対応していないことを踏まえ、東日本センターに収容されていた申立人らの本件申立てに関して再度調査を行ったものである。

相手方らは、一般論として被収容者の収容期間が長期に及んでいるのは、被収容者による送還忌避が理由であると主張しているが、放免又は仮放免制度を適正に運用することにより長期収容は解消されると考えられる。そこで、長期収容に関する国内的及び国際的基準に照らして日本の法令の定め及び運用の実態を検討することにより、長期収容による申立人らの人権侵害について判断することとする。

2 長期収容に関する国内的及び国際的基準等

(1) 憲法13条・31条・34条

憲法13条は、個人の尊厳として、自由に関する権利を保障しており、身体的自由もこれに含まれる。

憲法31条は、人身の自由（身体的自由）についての基本原則である適正手続の保障を定めたものであり、公権力を手続的に拘束し、人権を手続的に保障していこうとする原理であると解されている（最高裁判所大法廷判決平成4年7月1日民集46巻5号437頁等）。裁判によらない行政手続、特に入管行政上の退去強制令書による外国人の収容についても、正に人身の自由に重大な侵害を及ぼす危険性を有する行政手続として、憲法31条の適正手続保障の原則の準用が認められるべきである。

そして、単に手続が法律で定められていることが要求されるにとどまらず、規制内容の合理性の原則、罪刑の均衡の原則（比例原則）も必要とされる。

したがって、その収容は、収容目的に適合的な手段である限りにおいて、かつ目的に照らし必要な限度を超えない限りにて許容されるものというべきである。

また、憲法34条は、刑事手続に関する条文であるが、憲法31条と同様に行政手続についても適用ないし準用される。

以上のことから、在留資格のない外国人が退去を強制される地位にあると

しても、当然に身体拘束が正当化されるものではない。身体拘束（人身の自由の剥奪）が認められるためには、適正手続保障の原則に則した法律の根拠を要する。

入管法 5 2 条 5 項の退去強制令書に基づく収容は、収容期間に制限は設けられていないが、強制退去までの間の収容という目的にとどまり、行政裁量により無期限の長期収容を許容するものではない。収容が一定の期間を超えて長期にわたる場合は、その収容にはもはや適正手続保障の原則に即した法律の根拠がないというべきで、人身の自由という重大な人権が侵害されていると評価することができる。

(2) 国際人権条約等

① 自由権規約 7 条、9 条及び 10 条

ア 自由権規約 7 条は「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」と定めており、相当性必要性を欠き比例原則に反する長期の収容は、少なくとも非人道的かつ品位を傷つける取扱いに該当する。

イ 自由権規約 9 条 1 項は「すべての者は、身体及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。」と規定しており、同 4 項は「逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する。」と規定している¹。

このように、同条のいう「恣意的」とは、不適切、不正、予測可能性の欠如をも意味し、拘禁は合法的なだけでなく、全ての状況を考慮して合理的なものでなければならず、比例原則に反する過度に長期の拘禁も「恣意的拘禁」に含まれると解されている。そのため、送還を目的とする収容において、送還が不可能な場合に収容を継続することは比例原

¹ 同条に関する国連自由権規約委員会の一般的意見 35 号（2014 年 12 月 16 日）の paragraph 18 は、「入国管理の手続過程における抑留は、それ自体が恣意的とはいえないが、当該抑留は、諸事情に照らして合理性、必要性及び比例性（proportionate）があるとして正当性が認められなければならない。期間の延長の際には再評価されなければならない。」「決定に際しては、事案ごとに関連要素を考慮しなければならない。広範な類型の強制的なルールに基づくものであってはならない。また、決定に際しては、逃亡を防止するための報告義務、身元引受人又はその他の条件など、同じ目的を達成する上でより権利侵害の小さい手段を考慮に入れなければならない。」「さらに、決定は、定期的な再評価及び司法審査を受けなければならない。」などとしている。

則に反し、恣意的拘禁に該当する²。

この点について、国連人権理事会恣意的拘禁に関する作業部会は、後述のとおり、2020年8月28日、東日本センターで長期収容された外国籍の難民申請中の男性2名（収容期間はそれぞれ4年7か月以上と5年1か月以上）の個人通報に対し、2名の収容が恣意的拘禁に該当し、自由権規約9条等に違反するという意見を採択している。

ウ 自由権規約10条1項は、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」としており、被収容者にあっても、人権が尊重されるべきことを明らかにしている。

② 国連の安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト(Global Compact for Safe, Orderly and Regular Migration)（2018年12月10日採択³。以下「移民のためのグローバル・コンパクト」という。）

目標13では次のとおり、収容が法律に基づき、必要性、比例性を有すること、最も短期間とされるべきこと、そして最終手段としてのみ許されることが掲げられている。

「国際的な移住という状況において、収容が入国時、経由地、あるいは帰国の手続き中のいずれに行われるかに関わらず、また、収容される場所がいかなる種類の場所かに関わらず、収容は適正な手続きに基づき、個人的な決定によるものでなく、法律、必要性、相応性及び個人調査を考慮して、権限のある当局によって行われ、できる限り短期間に限定することについて責任を持って取り組む。さらに、身体拘束ではない国際法に沿った収容の代替措置を優先し、移民のあらゆる収容に関して、人権に基づくアプローチをとり、収容は最後の手段としてのみ使用することについて責任

² 国連人権理事会恣意的拘禁に関する作業部会は、2017年11月23日に採択された「移住者の自由の剥奪に関する改定協議結果第5号」において、「25. 出入国管理関連の理由による拘禁期間の上限は法律で定められているべきであり、かつこのような拘禁は最低限の期間のみ許容されるべきである。過度に長期の出入国管理関連の理由による拘禁は恣意的とされる。法律に定められた拘禁期間が満了した時点で被拘禁者は自動的に放免されなければならない。26. 出入国管理関連の理由による無期限の拘禁を正当化することはできず、恣意的とされる。27. 変則的な状況に置かれた当事者の身元確認または国外追放の妨げとなる理由が、当該個人に帰するものではない場合がある。これには、出身国の領事館が非協力的である、ノン・ルフールマン原則、あるいは移送手段がないことにより国外追放の実施が不可能な場合を含む。そのような場合には、恣意的とされる無期限の拘禁が発生する可能性を避けるために、被拘禁者は放免されなければならない。」との判断を下している。

³ 国連加盟国のほか、地方自治体の担当者、市民社会の代表、移民自身をはじめとする関係者によるテーマ別の議論や協議、共有された見解に関する再検討と見直し、そして政府間交渉の成果として成立し、日本も賛成したものであるが、世界人権宣言、自由権規約、社会権規約、その他の主要な国際人権条約等に基礎を置いている。

をもって取り組む。

このコミットメントを実現するために、以下の行動の中から活動を行う：

- a) 特に家族や子どもの場合など、身体拘束ではない代替措置やコミュニティにおける保護の対応が望ましく、収容は最後の手段の措置であり、人権侵害が起こらないこと及び、国が収容の代替措置を促進、実施、拡大していくことに取り組んだ上で、移民の収容制度の独立した監視体制を改善するために、既存の関連する人権メカニズムを用いる。
- b) 定期的な情報交換や、各国間や国と関係者との間で成功を収めた事例に基づいて取り組みを策定するなど、国際的な移住という状況において、収容に替わる人権に基づいた代替策に関するベストプラクティスを普及させるために、包括的な情報レポジトリを集約させる。
- c) 適正な手続きと保護手続きに準じた手順に則して、移民が恣意的に収容されることが無いよう、収容の決定が法律に基づき、相応で、正当な目的があり、各事例毎に判断が行われるように、また、移民の収容が抑止手段として推進されたり、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱いの一つとして用いられないように、関連する法制、政策及び取り組みを見直し、修正する。」

③ 国連人権理事会恣意的拘禁に関する作業部会意見（2020年8月24日～28日）

「作業部会は、以下の場合には、身体の自由の剥奪を恣意的なものとなす。

- (a) 身体の自由の剥奪を正当化する法的根拠を見いだすことが明らかに不可能な場合（刑期の終了後に拘禁されている場合や、恩赦法が適用されるにもかかわらず拘禁されている場合など）（カテゴリーⅠ）。
- (b) 身体の自由の剥奪が、世界人権宣言第7条、13条、14条、18条、19条、20条及び21条、並びに締約国が関係する限りにおいては、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第12条、18条、19条、21条、22条、25条、26条及び27条によって保障されている権利又は自由の行使に起因する場合（カテゴリーⅡ）。
- (c) 世界人権宣言及び関係国によって受け入れられた関連国際文書に定められ公正な裁判を受ける権利に関する国際規範の全部又は一部の不遵守が、身体の自由の剥奪に恣意的な性質を与えるほどの重大性を有する場合（カテゴリーⅢ）。

- (d) 庇護申請者、移民または難民が、行政的あるいは司法的な審査、または救済の可能性がないまま、長期間の行政収容を受けている場合（カテゴリーⅣ）。
- (e) 身体の自由の剥奪が、出生、国籍、民族若しくは社会的出身、言語、宗教、経済状況、政治的若しくはその他の意見、性別、性的指向、障害、その他の地位に基づく差別を理由とする国際法違反を構成するものであって、その目的が、又はその結果として人間の平等を無視することになる場合（カテゴリーⅤ）。」
- (3) 日本の第7回定期報告にかかる国連自由権規約委員会による総括所見（2022年11月3日付け）
- 「難民・庇護申請者を含む外国人の取扱い
32. 委員会は、難民及び庇護申請者を含む外国人の取扱いに関する締約国の回答に留意し、収容施設における処遇に関する改善計画の策定に関する情報、及び強制送還の実施予定日を決定通知の送達から少なくとも2か月後とする強制送還手続の改定を歓迎する。委員会は、締約国が、収容代替措置を規定し、並びに補完的保護のための在留資格認定制度を導入する出入国管理及び難民認定法の改正の可能性を検討していることに関心をもって留意する。さらに委員会は、締約国が長期収容を回避するための措置を検討する意欲を有していることを歓迎する。しかしながら、委員会は、2017年から2021年の間の3人の被収容者の死亡に帰結した、入国収容施設における劣悪な健康状態による苦痛や、在留資格やビザを失い、就労や収入を得る選択肢を与えられない「仮放免」により（収容施設から）出された人々である「仮放免者」の不安定な状況に関する憂慮すべき諸報告について、引き続き懸念する。委員会はまた、難民認定率の低さを伝える諸報告についても懸念を抱いている（第7条、第9条、第10条及び第13条）。
33. 前回の勧告を考慮し、締約国は以下を実施すべきである。
- (a) 国際基準に則った包括的な難民保護法制を早急に採用すること。
- (b) 十分な医療支援へのアクセスを含む収容施設での処遇について、国際基準に従って、改善計画の策定を通じて、移民（immigrants）が虐待の対象とならないことを保障するためのあらゆる適切な措置を採ること。
- (c) 「仮放免」中の移民（immigrants）に対して必要な支援を提供し、収入を得るための活動に従事する機会の確立を検討すること。
- (d) ノン・ルフールマン原則が実際に尊重され、国際的保護を申請する全

ての人々に、(その申請への) 否定的な決定について、執行停止効を有する、独立した司法機関に対する不服申立制度へのアクセスを確保すること。

(e) 行政機関による収容措置に対する代替措置を提供し、入管収容における上限期間を導入するための措置を講じ、収容が、必要最小限度の期間のみ、かつ行政機関による収容措置に対して存在する代替措置が十分に検討された場合にのみ、最後の手段として用いられるよう確保し、移民 (immigrants) が、収容の合法性について判断する裁判所の手続に実効的に訴え出ることができるよう確保する措置を実施すること。

(f) 本規約及び他の適用可能な国際基準に基づく庇護申請者の権利の完全な尊重を確保するために、国境警備に従事する職員 (boarder-guard officials) 及び入管職員に対して移住 (migration) に関する十分な訓練を保障すること。」

(4) 出入国在留・難民法分野における喫緊の課題解決のための制度改正提言(日弁連)

上記の憲法及び国際人権条約等をふまえて当連合会は、2022年9月15日付け「出入国在留・難民法分野における喫緊の課題解決のための制度改正提言 ～あるべき難民、非正規滞在者の正規化、送還・収容に係る法制度～」(以下「入管法分野の制度改正提言」という。)を公表した。

同提言では、入管収容の期間について、「原則10日間、延長1回当たり最大1か月間、最長通算6か月以内」とすることを提案しており⁴、この基準に合致することが憲法及び国際人権条約等に違反しないための最低限の条件であるというべきである。

3 仮放免に関する規定(2023年6月の改正前入管法)と運用

(1) 入管法54条2項

同項によれば、退去強制令書の発付を受けて収容されている者は、請求又は職権により、「情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮」して仮放免許可を受けることができることになっており、取扱要領9条では次の要素が挙げられている。

具体的には、「仮放免請求の理由及びその証拠」「被収容者の性格、年齢、

⁴ 同提言33ページ。EU加盟国の場合、EU指令(Return Directive 2008/115/EC)により、「各構成国は、6ヶ月を超えない範囲の期限で収容期間を設定しなければならない」とされている。「各国における入管収容制度」難民研究フォーラムウェブサイト <https://refugeestudies.jp/2020/10/research-detention/> 参照)。

資産、素行及び健康状態」「被収容者の家族状況」「被収容者の収容期間」「身元保証人となるべき者の年齢、職業、収入、資産、素行、被収容者との関係及び引受け熱意」「逃亡し、又は仮放免に付す条件に違反するおそれの有無」「日本国の利益又は公安に及ぼす影響」「人身取引等の被害の有無」「その他特別の事情」である。

(2) 仮放免の許可

仮放免の許可については、入国者収容所所長又は主任審査官が行うことになっており、退去強制事由が公衆等脅迫目的の犯罪行為、国際約束等の公益関連犯罪に該当する者（入管法24条3号の2、3号の3又は4号でないしヨに該当する者）、日本の利益又は公安に重大な影響を与えると認められる者、その他特別の事情ある者は法務省出入国在留管理庁長官の承認を得なければならない（取扱要領9条、10条）。

(3) 仮放免の運用

2023年6月に改正された入管法が施行されるまでの間は、仮放免の運用に関しては、入管法54条2項、取扱要領、2015年9月18日付けの法務省入国管理局長（当時）の「退去強制令書により収容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について（通達）」（以下「仮放免通達」という。）に加え、2016年9月28日付け法務省入国管理局長（当時）「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の徹底について（指示）」（法務省管警第202号指示、以下「202号指示」という。）及び2018年2月28日付け法務省入国管理局長（当時）「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示）」（法務省管警第43号指示、以下「43号指示」という。）及びこれに添付されている仮放免運用方針（以下「運用方針」という。）などが存在しており、これらは東日本センター及び出入国在留管理庁からの回答にもあるとおり、仮放免の運用の指針となっている。

この運用方針は、情報公開で一部しか開示されていないものの、開示部分には、「仮放免を許可することが適当とは認められない者は、送還の見込みが立たない者であっても収容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努める。」と記載されている。また、「訴訟や難民認定申請を取り下げるなど、帰国に翻意したことが明らかな被収容者」については、「出国準備のためとして仮放免の請求がなされた場合には、出国準備期間としての仮放免を許可する。」とする一方、「出頭時に出国に向けた準備状況を確認し、」「出国準備が整わない場合には、仮放免許可の延長を行

わず再収容して、送還準備を進める。」とされている。同指針は目的と手段の比例性を考慮するものではない。

そして、仮放免に関する近年の要領・通達等としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、2020年4月27日付け指示「現下の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえた仮放免の運用について」（入管庁警第75号）が出され、「特に仮放免が不相当である事情」「のないものについては、」「仮放免相当と判断される場合には速やかにこれを許可すること」とされ、その後の仮放免許可数は増大し、被収容者数も減少した。

ところが、その後、2021年11月12日付け指示「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除等を踏まえた仮放免の運用等について」（入管庁警第204号）が出され、感染状況の改善を踏まえ、原則として上記2018年2月28日付け指示に基づいて仮放免の適否等を判断することや既に仮放免の許可を受けている者のうち、「逃亡のおそれなどを勘案し、」「収容が相当と判断される者については再収容することなど」が指示されているのが現状である。

4 本件申立てにかかる人権侵害性の検討

(1) 収容期間の上限がないことについて

退去強制令書に基づく入管の収容は、刑罰ではなく、裁判所の判断を經ていない行政処分としての身体の拘束であることに鑑みれば、必要最小限に限定されるべきである。

必要最小限度を超えた長期収容には上記2のとおり国際人権法上も憲法上も人道上の問題があり、出入国関連の理由による無期限の拘禁は恣意的拘禁であり、正当化されることはない（国連人権理事会恣意的拘禁に関する作業部会「移住者の自由の剥奪に関する改定協議結果第5号」26項（2017年11月23日採択））。

ところが入管法には、そもそも退去強制令書による収容については収容期間の定めはなく（2023年6月改正後の入管法においても同様である。改正後入管法52条9項）、これは同令書による収容が送還目的のためのものであることを前提としたものであるが、退去強制を受ける者を送還することができないことが明らかになったときに⁵、収容が長期化している実態がある。

⁵ 送還することができない理由としては、送還に応じる意思を示しているが費用を自弁できないことのほか、帰国すれば危険があり難民認定を求めている、日本に滞在する間に日本社会に定着し、あるいは日本での人的関係を構築し、引き続き日本での在留を希望しているなどの事

一方、入管法には、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を放免することができる権限（52条6項）が認められているが、放免の運用実績はほとんどなく、退去強制令書による収容は著しく長期化し（別紙1申立人一覧における「収容日数」では、最長では2,576日にも及ぶ。）、事実上無期限の拘禁となっている。

したがって、申立人らの退去強制令書に基づく長期収容は、必要最小限の限度を超えた長期かつ無期限の恣意的拘禁であり、到底正当化できない。

そして、このような終期を示されない長期収容が、実際に、申立人らに対して終わりが見えない不安等多大なる精神的苦痛を与え、心身の健康を蝕む結果をもたらし、被収容者の人権や個人の尊厳を現実に侵害する結果を生じさせている⁶。

現に、2019年6月、大村入国管理センターでは、2015年11月からの長期収容の末に食事を摂ることができなくなったナイジェリア国籍の被収容者が個室で放置されて死亡するという事案が発生した。

2021年3月、名古屋出入国在留管理局においては、2020年8月から収容されていたスリランカ国籍の被収容者が衰弱の末に死亡した。

このように、無期限の長期収容がもたらす重大な人権侵害を防ぐためには収容期間に法定の上限を設けることが不可欠であり、法定の上限を設けていない2023年6月改正前及び同改正後の入管法による収容は恣意的拘禁であり憲法及び自由権規約に違反するというべきである。

この点、相手方らは無期限の長期収容すなわち恣意的拘禁を正当化しようとする姿勢を見せているが、そのような姿勢は、申立人らが指摘する自由権規約9条のみならず、憲法13条、31条、34条及び自由権規約7条等国際人権条約に反し、欧州評議会及び所属国並びにアメリカ等の諸外国の運用実態とも遠くかけ離れたものである。

また、国連の移民のためのグローバル・コンパクトに対して日本政府が示した賛成姿勢とも整合性がない。日本はグローバル・コンパクトに参加した国として、収容されている非正規滞在者を含む日本国内に存在している外国人に対して、国際基準に従った配慮をなすべきである。

情で、送還に応じられないとの意思を示している場合などがある。当連合会入管法分野の制度改正提言17、24ページなど。

⁶ 加えて、収容期間は6か月に満たないものの、2013年11月から東日本センターに収容されていたカメルーン国籍の被収容者が適切な医療を受けられず2014年3月30日に死亡した事案が発生し、2022年9月16日、水戸地裁はこの事案について国の責任を認める判決を下している。

退去強制令書に基づく入管収容の期間には上限が設けられるべきであり、具体的には、当連合会の「入管法分野の制度改正提言」が示した基準、すなわち入管収容の期間を「原則10日間、延長1回当たり最大1か月間、最長通算6か月以内」とする基準が相当であり、法令等に明示されていないとしても、この基準に沿った運用がなされるべきである。

(2) 収容期間が長期化している実態について

退去強制令書に基づく送還目的の収容については、必要性・相当性を十分考慮し、収容を極力回避するか、収容期間を短期間とすること、その際、家族との交流や未成年者の監護・養育をする者等家族の結合について十分な配慮をすることが求められる。このことは当連合会が従前から繰り返し意見を述べているとおりである。

また、送還目的の収容は比例原則にのっとり、送還準備に必要な最小限度でのみなされるべきであって、必要のない場合や相当でない場合の収容は許されない。

この点、送還の準備という収容の目的達成のための最小限の期間としては通常10日もあれば十分である。

そこで、当連合会の「入管法分野の制度改正提言」が示した基準、すなわち入管収容の期間を「原則10日間、延長1回当たり最大1か月間、最長通算6か月以内」とする基準に沿った収容の運用がなされるべきである。

相手方らは、前記のとおり、収容長期化の理由として送還忌避者の存在を挙げているが、送還を拒む被収容者には、既に生活基盤が日本にあって日本人との家族が形成されていたり、自国に帰国すると命の危険に晒されるなど日本を離れることができない切実で切迫した背景事情があることを全く考慮していない。

(3) 放免の運用について

入管法52条6項の退去強制できないことが明らかな場合及び退去強制のために必要な期間の経過による収容の正当性を失った場合（この場合も「送還することができないことが明らかになった」場合に含まれると言うべきである）における放免の手続も活用されていない。

退去強制令書の発付を受けた者であっても、送還することができない場合は運用基準に従って放免を活用すべきである。

6か月を超過して収容されていた申立人らに対しては、収容の目的である送還との相当性・必要性を欠くことが明らかであり、放免を許可すべきであった。また、通算6か月を超えた収容がなされていた申立人らに対して、退

去強制令書に基づく収容が再びなされることがあってはならない。

(4) 仮放免の運用について

前記第6、3のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、2020年4月27日付け指示「現下の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえた仮放免の運用について」（入管庁警第75号）が出され、「特に仮放免が不相当である事情」「のないものについては、」「仮放免相当と判断される場合には速やかにこれを許可すること」とされ、その後の仮放免許可数は増大し、被収容者数も減少した。

ところが、その後、2021年11月12日付け指示「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除等を踏まえた仮放免の運用等について」（入管庁警第204号）が出され、感染状況の改善を踏まえ、原則として上記2018年2月28日付け指示等従前の運用方針に基づいて仮放免の適否等を判断することや既に仮放免の許可を受けている者のうち、逃亡のおそれなどを勘案し、収容が相当と判断される者については再収容することなどが指示されている。

したがって、申立人らの多くが仮放免になっていることは、結局、近時の被収容者数の減少は新型コロナウイルス感染症の影響によるものであって、相手方らの基本的な姿勢は変わっていないと言わざるを得ず、再収容の可能性も否定できない。2023年改正入管法の施行まで適用される2018年2月28日付け指示に添付された運用指針は、前述したとおり、目的と手段の比例性という憲法や自由権規約等の要請を無視したものであり、このような指針を維持することは許されない。

2021年11月12日付け指示「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除等を踏まえた仮放免の運用等について」も、原則として上記2018年2月28日付け指示に基づいて仮放免の適否等を判断することとしている点で撤回を免れない。仮に、既に仮放免の許可を受けている者のうち「逃亡のおそれなどを勘案し、」「収容が相当と判断される者については再収容することなど」を指示する部分は撤回を免れるとしても、再収容に当たっては憲法や自由権規約等が求める比例原則にのっとった判断がなされることが必須であり、これまで仮放免条件に違反することなく定期的な出頭にも応じていた者を安易に再収容することがあってはならない。また、退去強制令書に基づく収容は最長通算6か月を超えてはならないという上述の基準にのっとった判断がなされるべきである。

なお、2018年2月28日付け指示に添付された運用指針は、情報公開

で一部しか開示されていない。収容又は解放に関する各手続を運用するための基準及び方針は全て公開されなければ手続の透明性は図れず、日弁連が繰り返して求めている収容又は解放に関する各手続を運用するための基準及び方針は全て公開されなければならない。

(5) 入管法改正法の成立について

2023年6月9日、入管法の一部を改正する法律案（以下「改正法」という。）が参議院本会議で可決され、成立した。

改正法は、仮放免を健康上又は人道上の理由等により収容を一時的に解除する措置に限定する一方で、長期収容を解消する対策として収容に代わる監理措置制度を導入しようとするものである。しかしながら、改正法は、収容に関する司法審査の導入や期間の上限設定を設けるものでなく、監理措置も、収容との選択を主任審査官の判断に委ねるものであって、従前の収容制度の問題を何ら抜本的に改善し得るものではない。

また、収容の要否を3か月ごとに必要性的に見直すという点についても、収容の要否を裁判所等の第三者に審査させるものではなく、当事者たる所轄庁が自ら検討判断するものにすぎないから実効的とは言えない。

結局、改正法の成立によっても、本件で指摘する入管の長期収容による人権侵害性を改善することは期待できない。

(6) 小括

以上のとおり、本件において、相手方らが収容期間の上限を定めることなく、また、解放手段である放免あるいは仮放免制度を適切に運用することなく、漫然と申立人らの収容を長期間継続してきたことは、重大な人権侵害である⁷。

第7 結語

当連合会は、2019年11月、大村入国管理センター及び出入国在留管理庁に対し、収容期間を原則6か月を限度とするよう勧告を行った。それにもかかわらず、東日本センター及び出入国在留管理庁は、本件申立人らに対しても、収容

⁷ 韓国憲法裁判所は、2023年3月23日、退去強制命令を受けた外国人に対する収容において収容期間の上限を設けていない韓国の出入国管理法63条1項について、過剰禁止原則（比例原則）違反、司法審査欠如の適正手続違反として、違憲判断（憲法不合致決定）を下し、国会に対して、2025年5月31日までに同条項を改正する義務を負わせている。また、台湾司法院は、2013年2月6日、（収容期間の上限の定めのない）一時収容は退去させるための合理的な作業期間であれば憲法違反でないとしつつも、一時収容期間は最長でも15日を超えてはならないと判断している。

期限を示すこともなく漫然と6か月ないし数年間もの長期間にわたり収容しており、何らの改善措置を行っていない。被収容者である申立人らを収容することは、送還のための身体拘束であるという収容目的を逸脱しているばかりでなく、身体拘束は必要最小限の範囲に留めるべきであるという比例原則にも反している。収容期間の上限を設けず、収容に関する司法審査も設けられていないことを踏まえると、憲法13条、31条、自由権規約9条等で保障された申立人らの人権を不当に侵害するものであることは明らかである。

よって、再度、別紙勧告書記載のとおり、勧告することが相当である。

以 上

別紙 申立人一覧

	氏名	国籍	収容日	出所日又は収容を確認した最終日	退去強制令書発付から出所日(出所日が不明の場合は収容を確認した最終日)までの収容日数	収容を確認した方法※
1		ネパール	2014/1/31	2021/2/18	2576	ア
2		ブラジル	2015/12/10	2020/10/30	1787	イ
3		ナイジェリア	2016/1/25	2021/3/3	1865	ア
4		アフガニスタン	2016/3/4	2020/12/2	1735	イ
5		バングラデシュ	2016/4/8	2020/11/20	1688	イ
6		スリランカ	2016/7/29	2020/11/19	1575	イ
7		ペルー	2016/8/26	2020/11/19	1547	イ
8		ブラジル	2016/8/30	2021/2/13	1629	ア
9		ペルー	2016/12/1	2021/6/23	1666	ウ
10		ボリビア	2017/1/4	2020/10/8	1374	エ
11		ナイジェリア	2017/2/24	2022/3/2	1833	オ
12		インド	2017/4/17	2021/6/23	1529	ウ
13		ナイジェリア	2017/5/17	2021/6/23	1499	ウ
14		カメルーン	2017/7/24	2021/2/16	1304	ア

15		ナイジェリア	2017/9/1	2021/6/23	1392	ウ
16		ジャマイカ	2017/9/27	2020/11/19	1150	イ
17		バングラデシュ	2017/10/12	2021/7/5	1363	イ
18		ペルー	2017/10/24	2020/11/19	1123	イ
19		バングラデシュ	2017/12/20	2020/11/19	1066	イ
20		ブラジル	2018/1/10	2020/9/2	939	カ
21		フィリピン	2018/4/27	2021/6/23	1154	ウ
22		中国	2018/5/10	2021/3/24	1050	イ
23		ブラジル	2018/7/7	2021/6/23	1083	ウ
24		コンゴ	2018/8/11	2020/11/19	832	イ
25		ブラジル	2018/11/9	2020/8/3	634	エ
26		ナイジェリア	2018/12/10	2021/7/5	939	イ
27		ブラジル	2019/2/21	2021/3/24	763	イ
28		ミャンマー	2019/3/7	2021/6/23	840	ウ
29		スリランカ	2019/3/29	2021/9/3	890	イ
30		スリランカ	2019/7/16	2020/10/30	473	イ
31		ケニア	2019/9/28	2021/7/5	647	イ
32		リベリア	2019/12/18	2022/6/10	906	オ

33		インド	2020/1/15	2020/11/19	310	イ
34		ミャンマー	2020/1/27	2021/7/5	526	イ
35		カメルーン	2020/3/17	2021/3/7	356	ア

※収容を確認した方法の詳細

ア 日本弁護士連合会からの照会に対する申立人の回答書の記載日

イ 日本弁護士連合会への個人情報に関する同意書の記載日

ウ 事件委員会委員が東日本入国管理センターで収容を確認した日

エ 仮放免許可日

オ 出所日

カ 出所日。なお、2019年10月と12月に2週間ずつ仮放免となったため、全期間から28日を差し引いた日数を収容日数とした。